

年払 月払	変更 有・無	決 裁 欄			

## 退職者グループ異動・加入申請書

**本人記入欄**

私は、 定年、 自己都合（10 年加入）、 非常勤職員（3 年加入）で退職しましたので、退職者グループへの異動を申請します。

必ず、いずれかの口にチェックしてください。異動要件は※参照

退職(予定)日	20 年 月 日	異動・加入日	20 年 月 日
ふりがな	加入者番号		
氏 名			
連絡先	(〒 - )		
	携帯 - -	自宅 or 職場	- -
	※「知らない番号からの電話には出ない」という方は、携帯等に国公共済会(03-3580-2881)をご登録ください。		
必ずご記入ください ★第2連絡先 (4親等以内)	氏名	続柄	電話番号 - -
	住所(〒 - )		

※定年延長に伴い、引き上げ後の定年年齢を迎える前に退職した 60 歳以上の方は、「定年退職」とみなします。

※異動要件 ①定年退職者、②自己都合退職者(現在、生命基本共済、団体生命共済、医療共済のいずれかに加入中で、かつ異動前日まで10年間切れ目のない加入期間がある者(非常勤の方は3年間))の要件を満たしていないことが判明した場合、異動は認められません。

※ 今後、住所等に変更が生じたときは国公共済会までお知らせください。

※ 年払と月払を併用している方は、どちらかに統一してください。

※ 月払掛金額が千円以下となる方は、自動的に年払になります。

**単位共済会記入欄**

20 年 月 日

いずれかに必ずチェック  
してください。☑

定年退職者

上記の者は、 自己都合退職者(早期退職募集制度応募者含)

非常勤職員で退職

記入・押印して  
ください。

であることを確認しましたので、退職者グループに所属異動(新規加入)を申請します。

単位共済会名(組合名)・代表者名	共済会コード
組合印 または 代表者印	

必要な添付書類

- (1)「継続加入申込書」、新規加入の方は「加入申込書」
- (2)「預金口座振替依頼書」(口座振替利用中の方は不要)

※自動車共済も退職者グループへ異動する場合は、必要事項を記入、押印後に右欄に○を付けて、送付日・送付者名を記入して、自動車係へFAXしてください。FAX 03-3580-2885

※自動車共済の退職者グループ異動要件は、「加入継続希望の退職者であること」です。自己都合退職10年(3年)の要件はありません。

自動車共済
送付日
月 日
送付者名

お預かりする個人情報は、国公共済会の共済事業以外には使用しません。

# 国公共済会退職者グループ取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、日本国家公務員労働組合連合会共済会（以下「共済会」という）の退職者グループへ所属を異動するときの取り扱いについて定める。

## (定義)

第2条 退職者グループとは、継続手続き・給付請求・掛金収納などの事務手続きを、すべて加入者本人と国公共済会本部が直接やり取りする加入者グループをいう。

## (異動条件)

第3条 退職者グループに異動できる者は、所属している単位共済会が認めたものであって、次の各号のいずれかに該当すること。

- ① 定年退職者であること
  - ② 定年退職者以外の退職者は、異動月において生命基本共済、団体生命共済、医療共済のいずれかの制度に加入しており、異動月の前日までに生命基本共済、団体生命共済、医療共済のいずれかの制度に10年間切れ目なく加入していること
  - ③ 非常勤職員であった退職者は、異動月において生命基本共済、団体生命共済、医療共済のいずれかの制度に加入しており、異動月の前日までに生命基本共済、団体生命共済、医療共済のいずれかの制度に3年間切れ目なく加入していること
- 2 前項の加入期間には、組織的な他の共済や保険からの切り替え前の期間を含むものとする。
- 3 第1項および第2項の規定にかかわらず、運営委員会（常任運営委員会を含む）が認めた者は、退職者グループに異動することができる。

## (掛金収納)

第4条 退職者グループの所属者の掛金収納は、口座振替を利用する。

## (異動時期)

第5条 毎年7月1日とする。（毎年の継続手続きとあわせて退職者グループへの手続きをおこなう）

2 所属していた単位共済会で口座振替を利用していた者にあつては、前項の規定にかかわらず、継続手続き期間（4月～6月）を除き、随時、異動できることとする。

## (異動手続)

第6条 前条第1項の場合（7月1日）は、「退職者グループ 異動・加入申請書」に「継続加入申込書」と「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（未利用者のみ）を添付して、他の継続手続き書類とともに国公共済会に送付すること。

2 前条第2項の場合（8月1日～翌3月1日の異動）は、「退職者グループ 異動・加入申請書」に加入内容のわかる書類（加入証書の写、加入者名簿の写など）を添付して国公共済会に送付すること。

## (雑則)

第7条 異動手続きが完了するまでは、所属単位共済会が責任を持つこととする。

- 2 年払いと月払いの併用はできないものとする。（どちらかに統一する）
- 3 月額掛金が1,000円未満の場合、年払いを原則とする。

## (附則)

第8条 この取扱要綱の改廃は、運営委員会（常任運営委員会を含む）でおこなう。

- 2 この取扱要綱は、2014年4月1日から施行する。
- 3 この改正は2019年12月6日から適用する。

※継続手続き期間中（4月1日～6月30日）の所属異動はおこないません。この期間中は、引き続き退職時の単位共済会に所属として扱います。